

第10回 計画策定等に関するワーキンググループ 議事概要

開催日時：令和5年6月26日（月）17：30～18：20

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔ワーキンググループ〕 勢一智子座長（司会）、足立泰美構成員、大橋真由美構成員、金崎健太郎構成員、原田大樹構成員

〔政府〕 加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （1）計画策定等の見直しに係る論点
 - （2）各種調査について
-

木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官から議事に関する説明があり、その後、質疑応答が行われた。

（金崎構成員） この1年間でもかなり増えているのは衝撃的。計画の内容の義務付けについて、どのようなものが増えたのか教えていただければと思う。

（木村参事官） まだ精査できていないが、基本的には計画の策定に関する条項の新設に伴って内容に関する条項が増加する。

（金崎構成員） 計画策定等に関する条項について、1年間で増えたものは法令協議などで内閣府も把握しているものがこのように数字的に整理されてきたと理解してよいか。

（木村参事官） 閣法の場合は法令協議等において把握している。議員立法も情報提供されることが一般的で内閣府で把握しているものがある。

（大橋構成員） 資料4の3ページの条項数の増減の表について、策定に関する条項数の増減が差引き10、計画の内容に関する条項数の増減が差引き41、計画手続に関する条項数の増減が差引き66で、この41と66という数の多さに驚いた。策定に関する条項が1つできると、それに関わっていろいろと条文が必要になるので、基本的には策定の条項に比例して内容、手続に関する条項がセットになっているという理解でよろしいか。

（木村参事官） 基本的には1つの策定に関する条文ができれば、記載事項として、義務としてこういったものを記載しましょう。努力としておおむねこのようなものを記載しましょうという規定ができ、手続としても国との協議や公表という規定ができる。

一方、施策が進んでいくに従って、例えば努力義務の内容の規定を義務規定の内容に移しましょうとか、新たな仕事として、協議事項を計画事項に盛り込み、協議会を設置する規定を作るものもある。基本的には計画の策定に関する条項に伴うものだが、ものによってはそれ以外のプラスアルファがあることが考えられる。

（足立構成員） 国において新しく組織ができることによって抜本的な見直しをせざるを得ないものや、COVID-19やSDGs関係といった社会ニーズにより、どうしても新たにつく

らざるを得ないものがあるかと思う。

そういった中で、既存のもので対応できないもの、それが組織によるものなのか、それとも時代の社会的なニーズによるものなのか、それによって対応策が今後も変わってくるかと思う。その辺りの原因を体系的にまとめていただきたいと思う。今後新しく条項をつくるものに当たっては、この条件ならばつくってもいい、この条件ならば検討をしてほしいといった整理も考えなくてはならないかと思う。そういった意味で、今後の方向性を教えていただきたい。

(木村参事官) 各府省に計画の体系図等を作っていただくことになるが、その試作をすることも考えている。それらによって例えば府省をまたがるようなもの、例えば、調査結果をみると、取りまとめの府省の基本法側と関係する個別の計画とで調整が必要と考えられるものもあるので、そうしたものは体系図を見ることによって、対応すべきと言えるかと思っている。

ニーズについては個別の議論が必要だと考えている。既存の計画で読み込めるかどうか、計画行政になじむかどうかはよく検討しないといけないと考えている。それは事前相談における我々の腕の見せどころと思っている。また、自治体には総合計画があるので、政策推進系であれば総合計画に記載することを考えていただきたいと思う。毎年のものだと予算という財政計画の中心となるものがあるので、そういったものは使えないかということをもまず我々が事前相談でやり取りし、それを一定数取りまとめたときに何らかの形が出せるのではと思っている。

(足立構成員) 資料2の論点3の中にある体系図を重視していると受け止めた。全体の見取り図をどう作成するか、それが一つ要と思ってよろしいか。

(木村参事官) 非常に要だと思っている。ナビゲーション・ガイドでは、新規の計画を検討する場合は体系図等を作り、計画の体系を明らかにすることになっている。現在、イメージの試作をしており、そうしたもので作成を促すとか、事前相談で各府省に、こういった計画がありますよということを書いていければと思っている。

(原田構成員) 計画策定について、計画を策定させることを義務付けることが悪いのか、それとも計画を策定する際の様々な法的な規律、特に法律上の手続等を設けることが悪いのか。先ほどの調査も、条項数と言われるといろいろな手続条項も入ってしまうということで、問題の焦点がぼやける。計画を義務付けている条項の数だけで見たほうが議論を混乱させないのではないか。

もう一つは総合計画の関係である。これまでの我々はなるべく計画はつくらないでくださいということに来ていたわけだが、実際には増えているということで、何か別の方法を考えなければいけないのではないか。事務局から話のあった自治体の総合計画みたいなものの中に各府省が義務付けた計画を統合させるとか、受皿としては総合計画だけを一本つくっておいて総合計画の中に書き込むなどすれば、各省が計画を増やしていても自治体における計画の数は一本のままということにもなるような気がする。議員立法についても、そうした自治体の計画みたいなものが初めから枠組みとしてあれば、そ

ここに書き込むこととすることで、計画条項は増えるが、自治体の策定の手間は増えないというような処理の仕方ができるのではないか。

(木村参事官) 総合計画を使おうというのが一つのコンセプトである。それは計画の事務負担の観点もあるが、いろいろな計画事項を一覧的に見て、例えば施策の相乗効果、優先順位、時間軸といったものを総合計画なり評価制度で進めていくことができる。今回の見直しは、事務負担の軽減と、計画が乱立し過ぎていて重複するとか、さらには総合計画、総合行政の判断をゆがめてしまうのではないかとといったことも問題点である。

(勢一座長) 計画策定の義務付け自体の問題なのか、内容、手続の義務付けの問題なのかについては、どちらもターゲットというのが今時点での回答である。全部総合計画が受け止めていけば計画は一本で済むという御指摘もそのとおりで、それに近いことを神戸市などは行っているが、必要ない計画に総合計画がお付き合いするのも意味がないため、全体のシェイプアップを図るということは念頭に置いているところ。

(金崎構成員) 資料5の1から12までの類型は簡易的に整理したものということではよろしいか。その中で、4のところなどについて、例えば税制のようなもの話と財政の予算補助というのは少々性質が違うのではないかという感じもして、その辺の考え方というのがもしあれば聞きたい。

また、この1から12の分類の中で、ターゲットとして厳格に見なくてはいけない部分と、ある程度は仕方がないという部分はあると思うが、その辺の重みについて今の段階で考えがあれば教えていただきたい。

(木村参事官) 今の段階では申し上げにくいですが、例えば、策定主体が協議会のもの、今後の策定・改定がないもの、国の関与の都合で個別策定を必要としているものをどう考えるか。また、地域振興立法の関係は今回の提案募集でも対象にしているものがあり、そこから何か横展開できないかと考えている。

資料5に挙げていないが、一体的策定の可否について、片方はマルでも相手方がバツといったものも若干あり、その投げかけはできるのかと思っている。

また、財政措置はいろいろあって、今回、国会でも財政措置とのひもづけについて問題視される質問が多くあった。しかし、これがマル、バツと評価するのは難しいというのが今の状況である。一方で、問題は法定計画を見直した後で、次は法定外計画に移っていく。交付金の申請において、数値の計画をつくりなさいみたいなものも出てくる。そこは慎重に考えたいと思っている。

(金崎構成員) 確かに実際にこの予算補助の財政措置のところは、実は法定外のほうが多いのではないかなという感じもしており、逆に法律によるもののルールが法定外のほうに適用されていけばいいのだが、今の話は逆になるのではないかとということですね。

国の予算の範囲を計画で確定させるとするのは、まさに国の関与そのものという感じもしており、その辺はもう少し議論を深める必要があるかと思った。

(勢一座長) 資料4について、例えば新しく1年間で増えた計画策定の条項数の4ページや5ページのところでそれぞれの計画がどのくらい内容や手続の規律が規定されて

いるのかという傾向などを見ることはできるか。

(木村参事官) 事務的には内容・手続に関する規定の増減も整理している。一方で、内容の規定や記載事項を定めるものなどであるが、実際は条項というよりも号の場合もあって、号までは我々調べておらず、しかも、号もいろいろなものがあって、大きさのくくりによって違う。

(勢一座長) なかなか見せ方は難しいと改めて思った。ただ、各府省に求める場合には、まだ手続きの規律の部分をも弱める方が比較的容易で、計画自体を廃止するのはハードルが高いのかなという印象である。

資料2で提案のあった体系図については、分権室で把握するという目的で今後の対応との関係でとても重要だと思うが、そもそも各府省が自らの計画の全体像を把握していないのではないかという問題意識から出発しているところもある。自ら把握して考えていただければ、おのずともう少し整理、合理化していただけるのではないかという部分、こちらの問題意識を共有していただけるのではないかということと、府省を超えた計画調整、政策調整が必要な場合には、むしろそれが役に立つのではないかということで、こちらは行政のやり方を積極的に見直すというところにも寄与するような気がするので、この辺りは御協力いただけないかなと思っているところである。

新しいニーズと計画行政の関係の部分も非常に重要で、本当に計画行政になじむのか、既存計画に組み込めるのかといったチェックポイントを確認して検討する体制を各府省につくっていただくということかと思う。そのためには、取りあえず計画策定からスタートするという習慣をやめていただくというのもナビゲーション・ガイドの一つの役割かと思っており、この辺りも考えていければと思う。

また、個人的には、資料5の最後の11とか12の辺りについて、地域振興立法は多分に政治的な動きの中で増えてきたという経緯はあるが、これこそ地方側にイニシアチブを取らせてほしいというところはあるので、こうした地域性を反映する部分は非常に大事であるし、実績が近年ほとんどない、更新されていないというような計画については、やはり整理していただくということをお願いしても政策自体に問題はないのではないかという印象を持っている。

そもそも計画期間が全くないというのも現代的ではないし、場合によっては計画のサンセット方式みたいなもので役割が続いているか適宜確認することも重要かと思っている。この辺りはまだ少し議論を進めることができればと思っている。

地方分権改革有識者会議の次回は8月上旬に開催予定であり、次回は有識者会議に報告する資料の議論をしてまいりたい。事務局には、本日の議論を踏まえて作業をお願いする。

それでは、以上をもって、本日のワーキンググループを終了する。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)